

新型コロナウイルス感染症対策への対応について

令和2年4月13日

令和2年4月13日開催の「第3回新型コロナウイルス対策本部会議」の内容をお知らせします。

1 職員の勤務体制について

国の緊急事態宣言を受け、埼玉県においても事業所には在宅勤務を原則として、出勤者を7割減らすよう求められていることから、4月14日（火）から5月6日（水）までの期間、以下について実施します。

・ 自宅勤務

対象：一般職の常勤職員・再任用短時間勤務職員

規模：概ね5人に1人

・ 週休日の割り振り変更

内容：土・日曜日を含め週7日に通常勤務を分散

・ 時差出勤

内容：通常勤務（8時30分始業）の外に、7時30分・10時30分始業の2パターンを追加

・ 土曜開庁の休止

日時：4月18日（土）・25日（土）、5月2日（土）

2 市からのお知らせ文の配布について

4月15日（水）「広報かがやき4月号」の発行に併せて、さらなる外出自粛のお願い文書を全戸配布

3 保育施設・放課後児童クラブの利用料の免除について

緊急事態宣言を受け、利用を控えていただく観点から

4月分利用料 全員全額免除

5月分利用料 4月15日（水）から5月6日（水）まで、利用しなかった方は全額免除

以上